

国立研究開発法人森林研究・整備機構 第5期中長期計画（案）

令和 年 月 日

第1 国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及び役割

1 法人の沿革と使命

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）は、明治38（1905）年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を起源とし、平成13（2001）年に独立行政法人森林総合研究所として発足、平成19（2007）年に独立行政法人林木育種センターと統合した。また、平成20（2008）年に独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を承継し、平成27（2015）年に国立研究開発法人森林総合研究所となるとともに、政府から森林保険業務を移管される等の経過を経て、平成29（2017）年「森林研究・整備機構」と名称を変更して新たなスタートを切ったところである。

こうして生まれた森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関であり、国の政策や社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。

2 法人の現状と課題

研究開発業務では、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の政策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行うとともに、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等にも取り組んでいる。今後も、これらの取組を引き続き推進することが必要である。

林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行うとともに、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減にも資する優良品種の開発と原種生産・配布等に取り組み、さらには海外の林木育種への技術協力にも貢献している。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが必要である。

第4期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官民の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力し、所期の成果を収めてきた。第5期中長期目標期間においても、引き続き、これらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが必要で

1 ある。

2 水源林造成業務では、整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、造林
3 者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、
4 奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等
5 において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源
6 涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き、
7 これらの施策を推進することが必要である。

8 森林保険業務では、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な
9 保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たし
10 ており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の
11 発揮のために必要不可欠な制度として運営していくことが必要である。

12 さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険
13 業務の連携により、森林施業や森林気象害リスクに係る研究成果を水源林造成や森林
14 保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目
15 標期間においても、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果
16 の幅広い普及などの相乗効果を発揮する取組を推進していくことが重要である。

17 一方、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異
18 分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれら
19 を進めるための知的財産や情報セキュリティに関する人材が不足しており、これらの
20 マネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保・育成も必要となっ
21 ている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を
22 有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解決に取り
23 組むことが必要である。

24

25 3 法人を取り巻く環境の変化

26 我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な
27 利用期を迎えており、森林の有する多面的機能を将来にわたって発揮させていくため、
28 また、地域の再生のためにも、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」
29 という形で循環利用することが必要となっている。一方、その重要な担い手である林
30 業・木材産業の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、気候変動による
31 山地災害の激甚化やシカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の
32 低迷等に直面し、疲弊の度合いを増すなど厳しい社会経済状況に置かれている。この
33 ため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮並び
34 にこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官民一体となった総合的
35 な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、
36 新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、
37 木材需要を喚起するためには、我が国の木材供給においては、品質・性能、価格や量等
38 の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニ
39 ーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商
40 品、あるいは木材の合法性が確認されているなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮

1 した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

5 さらに、「統合イノベーション戦略 2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

9 また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年12月林野庁策定）に基づき、経験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などからの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、石油由来製品の代替材としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

16 加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

20 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成28（2016）年11月にはパリ協定が発効したところであり、森林に対して、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成30（2018）年に公表されたIPCCの特別報告書では、この目標の達成には「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。

34 国連は令和12（2030）年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めており、森林に対して、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

40 また、第6期科学技術・イノベーション基本計画策定に向けた議論では、人文・社

1 会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべ
2 きとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」
3 (平成20年法律第63号)が改正され、AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急
4 速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一
5 体的に図ることとされている。

6 こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構
7 は、農林水産省「「知」の集積と活用」産学官連携協議会において平成28年度か
8 ら設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携などの取
9 組を一層推進する。

10 4 中長期目標期間における法人の位置付け、役割、国の政策・施策との関係

11 上記の課題や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、第5期中長期目標期間におい
12 て、森林研究・整備機構は、その有する全国ネットワークや地域の森林・林業関係者
13 等との連携・信頼関係、専門的な人材・ノウハウといった強みを最大限活かしつつ、
14 「森林・林業基本計画」が目指す我が国の森林・林業・木材産業の姿の実現とそれを
15 通じた国土の強靱化や山村の振興、ひいてはSDGsの達成に貢献するため、理事長のリ
16 ーダーシップの下、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向
17 上と業務運営の効率化に機構全体で一体的に取り組む。その際、感染症対策、事業継
18 続性の確保、情報セキュリティ対策も含めたリスク管理、コンプライアンス推進など
19 ガバナンスの強化や人材の確保・育成等の推進にも努めることとする。

20 第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

21 上述の国立研究開発法人の使命及び役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課
22 題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業
23 の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

24 1 研究開発業務

25 現在、我々は地球規模の気候変動や気象災害の激甚化、生物多様性の劣化などの環
26 境問題に加え、山村の過疎化の加速や人口減少・高齢化社会といった様々な社会問題
27 に直面している。これらの諸問題に対して、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的
28 機能の高度発揮の促進、林業の効率性・収益性・安全性の確保、多様な森林整備の推
29 進、林業及び木材産業の持続的発展、林木育種の推進など国の政策や社会ニーズへの
30 対応が求められている。森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる分野を総合的・
31 網羅的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、長期にわたり蓄積してきた
32 研究基盤も活用しつつ、科学的エビデンスを積み上げながら、人文・社会科学的視野
33 も取り入れ、研究成果の社会実装化に向けた取組を推進し、これらの諸問題の解決に
34 努めるとともに、科学技術の発展に寄与する。こうした基本的な方向に即して、将来
35 のイノベーションにつながる技術シーズの創出、及び科学的エビデンスに基づく政策
36 決定の推進にも重要となる基礎研究についても、適切なマネジメントの下、着実に推
37 進する。具体的には、森林の持つ多面的機能を活用することで、地球規模の気候変動
38
39
40

1 や生物多様性の損失等環境問題の解決や国土の防災・減災に資する研究開発を推進す
2 る。また、林業から木材産業及び森林を利用した観光等サービス産業を一体としてと
3 らえ、関連分野の発展、山村地域の活性化をもたらす研究開発に取り組む。さらに、
4 多様な目的に応じた森林づくりを進めるため、林木育種による優良品種の開発、林木
5 育種技術の高度化を推進する。

6 研究開発の推進に当たり、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、
7 橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

8
9 研究開発成果の最大化のため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活
10 発化させ、産学官及び異分野との連携を推進し、イノベーション創出の振興を図る。
11 この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づ
12 く出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

13 また、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、支
14 所・育種場等を地域の拠点として各地域の公設試や企業、国有林等との連携を推進し、
15 地域のニーズや課題に対応する。一方、国際的な課題に対しては、国内外の研究機関、
16 国際機関等との連携を通して解決を図り、我が国の国際貢献に寄与する。

17
18 研究開発成果の社会還元にあたっては、成果や科学的知見等の学術論文等による公
19 表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出
20 や森林整備・保全の低コスト化等に資する社会実装を促進するよう、産業界等に向け
21 た広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への情報提供、災害
22 時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

23 また、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。
24 加えて、オープンサイエンス促進のため、研究データの適切な公開・提供を推進する。

25
26 研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9
27 つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全
28 国ネットワークを活用して、総合的に研究開発を推進する。

- 29
30 (1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
31 (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
32 (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種
33

34 中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保
35 等研究基盤のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ関連課題との関係が明確
36 となるよう適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

37 研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等
38 の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗
39 状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等に伴い、気候変動影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化など、国内外の森林域で様々な問題が生じている。このような諸問題に取り組むため、森林によるCO₂吸収源及び貯蔵庫の役割を強化し、気候変動影響を抑制するとともに、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策を示していく必要がある。さらに、激甚化する森林災害に向けた対策の強化や、東日本大震災から影響を受けた地域の森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。

このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。

ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

地球規模で気候変動の影響が顕在化する中、気候変動の緩和に向けてパリ協定で示された2℃目標達成のためのネットゼロエミッションを目指し、人間社会や自然環境への影響を軽減・回避することで気候変動に適応することが求められている。そのためには、科学的データと知見に基づいて気候変動影響を予測し、緩和策、適応策を講じることが重要である。

そこで、気候変動影響の予測の向上に不可欠である森林セクターにおける温室効果ガスの吸収・排出量をより正確に把握するため、モニタリング方法や算定方法の改善に資する手法を開発する。また、亜寒帯から熱帯にわたる様々な気候帯での森林生態系のモニタリングによる観測データの充実を図り、現在の気候下における森林の成長及び環境変動影響の実態を把握するとともに、これらの科学的データと知見に基づき、森林・林業分野が将来の気候変動により受ける影響を詳細に評価、予測する手法を開発する。

さらに、森林の温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫としての機能を強化し、気候変動影響の緩和を図るための森林管理手法を開発するとともに、国内外において、森林、林業に対する気候変動影響予測に基づき、森林の多面的機能を活用、強化することにより気候変動に適応するための研究開発を行う。

イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

持続可能な社会の実現のためには、その基盤となる生物多様性を保ち、その機能を長期にわたりバランスよく発揮させることが必要である。そこで、森林の生物の生理・生態や生態系の機能及びそれらに対する環境因子の影響を様々な空間スケールで明らかにし、生物多様性のもたらす生態系サービスを持続可能な形で利活用できる森林管理の手法を発展させる。

そのため、生物多様性の基盤情報として、日本の主要樹種のゲノム塩基配列情報と生体分子の代謝機能情報、及び日本の各気候帯における代表的な森林生態系の動態情報を解析・収集し公開を進める。これらの基盤情報も活用しながら、森

1 林施業等の人為や環境変動に対する遺伝子・生物及び総体としての生物多様性の
2 応答を解明し、その変化を予測する。

3 さらに、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）をはじめとする
4 森林生物由来の新興人獣共通感染症など負の生態系サービス及びクリハラリス
5 など侵略的外来種等が地域の生物多様性に及ぼす新たなリスクを解明し、リスク
6 を低減させる技術を開発する。

7 加えて、生態系サービスが持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解
8 明する。以上のように多様な観点からの研究成果に基づき、異なるステークホル
9 ダーに対して生物多様性がもたらす生態系サービスなどの恩恵を最適化し、その
10 持続的な利用を可能とする森林管理の手法を提示する。

11 12 **ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発**

13 気候変動による極端気象現象の多発や人口減少、東日本大震災の影響の長期
14 化、森林資源蓄積量の増大など、我が国の山地や森林を取り巻く状況は大きく変
15 化しつつある。このような状況において、森林の機能に対する期待は大きく、森
16 林の機能を積極的にとり入れた、防災・減災技術が強く求められている。

17 このため、森林における水循環・物質循環を解明し森林管理や気候変動が森林
18 の水源涵養機能や物質循環に及ぼす影響を評価・予測するための技術を開発す
19 る。

20 また、森林の物質循環を介した放射性セシウムの動態解明を進め、将来予測の
21 ための技術を高度化する。

22 さらに、極端な気象現象に伴い多発する山地災害や森林気象害の軽減のため、
23 風水害に強い森林整備に向けて、災害の発生メカニズムの解明を進め、樹木根系
24 や流木の影響、極端な気象現象を考慮した災害リスク評価技術の高度化を行い、
25 流木災害発生地域を含む3つ以上の地域において効果的な治山防災対策の実施
26 に貢献する。

27 加えて、森林の環境保全機能や防災機能の評価には、長期的な基盤データの充
28 実が不可欠であるため、国有林等に設定した試験地を活用しながら森林の水源涵
29 養、水質形成、森林気象、雪氷害対策のための積雪観測等の基盤課題を行うと
30 もに基盤データの公開を行う。

31 32 **(2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発**

33 我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を
34 進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、気象害・病虫獣害
35 に強い森林の整備などを進める必要がある。

36 一方、山村地域では、過疎化や高齢化の加速、所有者不明な森林の増加等の問題、
37 林業における労働生産性の低さや労働災害の問題を克服し、林業・木材産業の成長
38 産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図る必要が
39 ある。

40 このため、以下の4つの戦略課題を設定し、安全・安心で豊かな循環型社会を実

1 現するため、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら我
2 が国の人工林の若返りを図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け
3 て、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開
4 発を推進する。

6 **ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発**

7 持続可能な方法で森林を利用しながら木材及び多様な森林生産物を安定的に
8 供給・配分し、その対価の適正な分配により山村地域の発展を支えるため以下の
9 課題に取り組む。

10 林産物の安定供給を図るため、センシング技術等を応用した造林・育林作業の
11 低コスト化・省力化に資する2つ以上の施業技術の開発を行う。林業作業におけ
12 る生産性の向上や労働災害の防止のため、AI等の新たな技術を用いた省力化・自
13 動化の要素技術を2つ以上開発し、日本の作業条件に適した林業機械と作業シス
14 テム及び安全管理技術の高度化を行う。持続的な森林の利用のため、森林管理局
15 との共同試験地である収穫試験地の長期成長モニタリングを、前中長期計画期間
16 と同等の30か所について実施するとともに、新たな計測・情報技術を用いた森林
17 資源評価や管理・計画技術の開発、健康、観光、教育等の分野での多様な森林空
18 間利用技術の開発を行う。社会科学研究を強化し、健全な林業経営の確立と山
19 村地域の振興、持続的な木材利用と新たな木材需要の創出のための方策、制度等
20 を提示する。

22 **イ 生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発**

23 近年の気候変動や外来種の移入などにより、森林や樹木に対する病虫獣被害の
24 拡大リスクが高まっており、新たな被害対策が必要となっている。また、人口減
25 少や高齢化による生産活動の低迷等に直面している山村地域を、森林資源の安定
26 的利用を通じて活性化させることが求められている。

27 そのため、森林に生息する様々な生物の環境応答様式や相互関係を解明し、シ
28 カ害やナラ枯れ等の森林・林業被害やきのこ等特用林産物被害のうち喫緊の対応
29 が求められる3種の病虫獣害を効果的に軽減する技術体系を確立する。

30 また、腐生、共生及び寄生など様々な特性を有する森林微生物の生理生態や宿
31 主樹木など他の生物との相互関係を解明して、菌根性食用きのこの栽培、特用林
32 産物の安全性や機能性を考慮した生産及びスギ花粉飛散抑制等の技術を開発す
33 る。これらの成果をもとに、地域のニーズや課題に対応し、行政機関、大学、民
34 間企業との連携推進を通じて社会実装を図り、生物特性を有効に活用した森林資
35 源の保全及び特用林産物の生産性向上に貢献する。

36 さらに、食用きのこ類等森林微生物の遺伝資源について探索収集、保管を行う
37 とともに、遺伝子情報の解明など特性評価を行い、研究に活用する。研究成果の
38 迅速な普及・実用化に向けて、広域での野生動物分布情報等把握システムを運営
39 する。

ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

木材・木質材料の一層の需要拡大と森林資源の持続可能な利用の両立を目指し、本格的な利用期を迎えている大径材や国産早生樹の付加価値向上技術の開発、多様なニーズに対応した建築物等の木造化・木質化技術の開発が求められている。

そのため、用途に応じた木材製品の安定供給に向け、大径材の加工・流通システムを開発するとともに、コウヨウザンを含む3樹種以上の国産早生樹種等について材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。

また、樹木生理や木材成分等に注目した木材特性を解明し、新たな発想に基づく木材加工技術の開発を行う。非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向け、従来の木質材料に加え、CLT（直交集成板）の更なる利活用技術を開発するとともに、多様なニーズに応え、適材適所での木材利用に資するため、生産効率の高い超厚合板等新たな木質材料を開発する。

さらに、木質材料・木質構造の性能維持管理技術・耐久性・安全性の高度化、並びに木材ならではの快適性、環境優位性の創出に貢献する研究開発を行う。木材の識別等に資する基盤的な情報を整備するため、特に外部からの提供要請の多い国産有用樹種を中心に木材標本150点の収集を実施し、森林総合研究所ウェブサイト等を通じてデータを公開する。

エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

2030年持続可能な循環型社会構築達成と、さらに2050年ネットゼロエミッション達成に向けて、化石資源に頼る社会構造を脱却し再生可能でかつカーボンニュートラルな木質バイオマス資源を原料とする新素材やエネルギーの社会実装拡大が強く求められている。

そのため、セルロース、ヘミセルロース、リグニン及び抽出成分等の木材成分を原料とし、それらに物理的・化学的・生物的处理を施すことによって、セルロースナノファイバーを始めとするセルロース・ヘミセルロース系素材、改質リグニンを始めとするリグニン系素材など新素材等の開発を行う。また、抽出成分起源の食や健康に関わる各種機能性素材の開発を行う。特に、海洋プラスチック汚染対策等の社会ニーズに応えるため、高付加価値素材に留まらず低分子リグニンから製造するピロンジカルボン酸等を原料とする汎用性の高い新たな生分解性素材等の開発とそれらを低コストで安定的に製造できる技術の開発を行う。

また、地域に密着して電力や熱の供給を行い、小規模分散型等の木質バイオマスエネルギー生産に関して、その普及、定着及び発展を推進するために必要な原料となる木質バイオマス資源の低コスト供給や品質を安定化させるための技術、システムの安定稼働等を維持するための技術、システムの経済性を評価しその効率を高めるための技術等の開発を行う。

加えて、新規の飲用アルコール「木の酒」製造技術開発において、早期の社会実装実現に向けて、前中長期で開発を進めてきた4樹種の原料から飲用アルコールを製造する技術を確立するとともに、そのうち2樹種以上について健康影響評

1 価を行う。

2
3 **(3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種**

4 森林の多面的機能の維持・増進や持続的な林業経営の確立に向けて、造林コスト
5 の低減、二酸化炭素吸収・固定等に寄与する優良種苗の計画的・安定的な供給が求
6 められている。

7 このため、以下の2つの戦略課題を設定し、適切な再生林に向けた優良品種の開
8 発、様々な林木遺伝資源の収集・保存・増殖等育種基盤の充実、それらを早期に進
9 むるための高速育種技術や新たな育種技術の開発に取り組み、エリートツリー由来
10 特定母樹や多様な優良品種並びに開発技術の普及等の林木育種を推進する。

11
12 **ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発**

13 林木育種基盤の充実を図るため、主要な育種対象樹種や新需要の創出が期待さ
14 れる早生樹等の重要度が高い育種素材や絶滅が危惧される希少種等の林木遺伝
15 資源を収集し、保存・増殖を行う。また、スギ、ヒノキ、カラマツ及びコウヨウ
16 ザン等を対象にゲノム育種に必要な情報の整備等を進める。

17 さらに、再生林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の経済的・社
18 会的ニーズに対応するため、初期成長や雄花着花性、材質等の特性評価を行い、
19 エリートツリー250 系統に加え初期成長に優れた品種や無花粉スギ品種等の優良
20 品種 150 品種を開発する。

21
22 **イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化**

23 林木育種の更なる高速化・効率化を図るため、ゲノム編集等バイオテクノロジー
24 による育種技術、UAV 等の活用による効率的な表現型（個体の示す形質）評価
25 技術、栄養体・種子等の長期保存技術及び原種苗木の増産技術等を開発する。加
26 えて、スギにおいて先進的に開発した高速育種技術をヒノキ、カラマツ等の他の
27 育種対象樹種に適用し、当該技術の拡張を進める。

28 また、エリートツリー由来特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるた
29 め、原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等が要望する特定母樹等の原種本数
30 の90%以上を配布することを目標に、計画的な原種苗木の生産を行うとともに、
31 特定母樹等の成長や種子生産性等の有用形質に係る特性表を新たに3点作成・公
32 表する。併せて、国内外における林木育種技術の指導・普及を推進するため、都
33 道府県や種苗事業者等に対する採種穂園の造成や育種技術の指導（オンラインで
34 の開催を含む）を、目標期間中に合計300回以上行うとともに、海外における林
35 木育種に対する技術協力や共同研究を推進する。さらに、科学研究の推進に資す
36 ることを目的として国立大学法人や民間研究機関等から申請がなされた遺伝資
37 源について、全件数の90%以上を配布する。

38
39 **2 水源林造成業務**

40 水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等におけ

1 　　る役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者
2 　　との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

3 **(1) 事業の重点化**

4 **ア 流域保全の取組の推進**

5 　　流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、2以上の
6 　　都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源 涵 養機能等の
7 　　強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うとともに、既契約地周辺の森
8 　　林と合わせて面的な整備に取り組む。（重要流域等における針広混交林・育成複
9 　　層林の造成面積：2,800ha/年）

10
11 **イ 持続的な水源 涵 養機能の発揮**

12 　　水源 涵 養機能等の森林の有する公益的機能を将来にわたり持続的かつ高度に
13 　　発揮させる観点から、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活
14 　　かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定すると
15 　　ともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進め
16 　　るなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現に
17 　　も貢献する。

18
19 **(2) 事業の実施手法の高度化のための措置**

20 **ア 森林整備技術の高度化**

21 　　水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用
22 　　や森林整備事業全体の動向を踏まえた低コスト化など森林整備技術の高度化に
23 　　取り組む。

24
25 **イ 木材供給の推進**

26 　　炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止や森林資源の循
27 　　環利用の取組はもとより、林業及び木材産業の成長産業化等にも資する観点か
28 　　ら、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な
29 　　木材供給の推進に努める。

30
31 **(3) 地域との連携**

32 **ア 災害復旧への貢献**

33 　　自然災害の頻発化、激甚化等を踏まえ、自然災害発生時に被災森林の迅速な復
34 　　旧を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

35
36 **イ 森林整備技術の普及**

37 　　森林整備センターが主催する技術検討会等を通じ、林業関係者等へ森林整備技
38 　　術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図る。

39
40 **3 森林保険業務**

1 (1) 被保険者へのサービス向上

2 森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②事
3 務の簡素化・システムの充実による各種手続の効率化、③マニュアル・研修の充実
4 による業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④UAV等新技術の活用を含めた保
5 険金の支払いの迅速化のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図
6 る。

7 なお、④の保険金の支払いの迅速化に向けた取組については、特に損害発生通知
8 書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

9
10 (2) 制度の普及と加入促進

11 災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安
12 定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促
13 進に係る以下①から③についての計画を作成し、それに即した取組を推進する。

14
15 ① ウェブサイトの継続的な更新や広報誌の発行（年4回以上）等各種広報媒体の活
16 用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信す
17 る。

18 ② 国や関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対し
19 て幅広く森林保険を知らしめる普及活動を実施する。また、森林保険の各種デー
20 タの分析結果等に基づき、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入
21 促進活動を実施する。さらに、森林経営管理制度における森林保険の活用について
22 積極的な加入促進活動を行う。（回数等は上記計画に記載）

23 ③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、
24 森林保険業務の更なる能力の向上を図る研修等を実施する。（年6回以上実施）

25
26 (3) 引受条件

27 これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林
28 整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、
29 保険金額の標準をはじめとする引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定
30 性の確保等に向け取り組む。

31 なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととし、そのための検討
32 等に取り組む。

33
34 (4) 内部ガバナンスの高度化

35 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部
36 有識者等により構成される統合リスク管理委員会を毎年度開催し、森林保険業務の
37 財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

38
39 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

40 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保

1 全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。
2 (徴収率100%実施)

3 5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

3 林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化に向けて、森林の多面的機
4 能の発揮に必要な技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及を図るため、各業
5 務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールド
6 等を相互に活用し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、エリートツリー
7 や特定母樹の植栽試験、森林災害に係るリスク評価など、業務間の連携強化による取
8 組を推進する。

11 第3 業務運営の効率化に関する事項

13 1 一般管理費等の節減

14 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び
15 効率化を進め、一般管理費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加
16 されるもの、拡充分を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%
17 の抑制、業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加されるも
18 の、拡充分を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を
19 行う。

20 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、
21 事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少
22 なくとも対前年度比2%の抑制を行う。

23 森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経
24 費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比2%の抑制を行う。

25 2 調達合理化

26 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25
27 日総務大臣決定）を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調
28 達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる
29 契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を
30 推進する。

32 3 業務の電子化

33 国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーショ
34 ン）が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や
35 水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末
36 向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り
37 組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、
38 重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、これらの取組
39 を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対
40

1 応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の
2 強化を図る。

3 第4 予算、収支計画及び資金計画

4 「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、
5 当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に
6 係る予算を対象とする。）。

7 1 研究開発業務

8 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを
9 踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。

10 また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情
11 報等の開示に努める。

12 さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡
13 大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の
14 獲得等の積極的で適切な対応に努める。

16 2 水源林造成業務

17 当期中長期目標期間中に長期借入金について448億円【P】を確実に償還する。

18 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一
19 定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額
20 とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を
21 公表する。

23 3 森林保険業務

24 (1) 積立金の規模の妥当性の検証

25 外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金
26 の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

27 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に
28 存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生する
29 おそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であ
30 ること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大き
31 いことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相
32 償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安
33 定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であるこ
34 と、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があるこ
35 とを踏まえて取り組む。

37 (2) 保険料収入の安定確保に向けた取組

38 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効
39 果的な加入促進等に取り組む。

4 特定中山間保全整備事業等

当期中長期目標期間中に長期借入金について112億円【P】を確実に償還する。

5 予算【P】

(1) 研究開発業務

令和3年度～令和7年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題1 「森林環境」	重点課題2 「森林産業」	重点課題3 「林木育種」	勘定共通	合 計
収入					
運営費交付金	2,039	3,673	2,749	43,087	51,548
施設整備費補助金	0	0	525	975	1,500
受託収入	0	0	0	4,855	4,855
諸収入	0	0	0	178	178
計	2,039	3,673	3,274	49,095	58,081
支出					
人件費	0	0	0	39,648	39,648
業務経費	2,039	3,673	2,749	0	8,461
一般管理費	0	0	0	3,618	3,618
施設整備費	0	0	525	975	1,500
受託経費	0	0	0	4,855	4,855
計	2,039	3,673	3,274	49,095	58,081

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは合致しないものがある。

[運営費交付金の算定方法]

① 令和3年度は、次の算定方法を用いる。

$$\text{運営費交付金} = \left((\text{前事業年度一般管理費} + \text{一般管理費特殊要因}) \times \alpha \times \gamma \right) + \left((\text{前事業年度業務経費} + \text{業務経費特殊要因}) \times \beta \times \gamma \right) + \text{人件費} \pm \delta - \text{自己収入}$$

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(1.005)

δ : 毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{休職者・派遣者・再雇用職員給与} + \text{非常勤職員給与} + \text{退職手当} + \text{福利厚生費}$$

$$\text{基本給等} = \text{前事業年度} (\text{基本給} + \text{諸手当} + \text{超過勤務手当}) + \text{給与改定影響額}$$

$$\text{福利厚生費} = \text{共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料}$$

② 令和4年度以降は、次の算定方法を用いる。

$$\text{運営費交付金} = (\text{前事業年度一般管理費} \times \alpha + \text{前事業年度業務経費} \times \beta) \times \gamma +$$

1 人件費±δ－自己収入
 2 α：効率化係数(0.98)
 3 β：効率化係数(0.99)
 4 γ：消費者物価指数(1.00)
 5 δ：毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費
 6 人件費＝基本給等＋休職者・派遣者・再雇用職員給与＋非常勤職員給与＋退職
 7 手当＋福利厚生費
 8 基本給等＝前事業年度（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）＋給与改定影響額
 9 福利厚生費＝共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

10
 11 [注記] 前提条件：消費者物価指数の伸び率を0%と推定。
 12
 13

14 (2) 水源林造成業務

15 令和3年度～令和7年度予算

16 (水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	127,400
長期借入金	24,200
業務収入	10,080
業務外収入	697
計	162,378
支 出	
業務経費	92,648
造林事業関係経費	91,482
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	1,165
借入金償還	44,817
支払利息	2,796
一般管理費	3,931
人件費	16,265
業務外支出	100
計	160,557

17 (注1) 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

18 (注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがあ
 19 る。
 20

1 (3) 森林保険業務

2 令和3年度～令和7年度予算

3 (森林保険勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	9,760
業務外収入	4
計	9,764
支 出	
人件費	1,436
保険金	5,879
業務経費	2,811
一般管理費	807
業務外支出	0
予算差異	▲1,169
計	9,764

4 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5 (4) 特定中山間保全整備事業等

6 令和3年度～令和7年度予算

7 (特定地域整備等勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	363
長期借入金	720
業務収入	13,010
業務外収入	24
計	14,117
支 出	
借入金償還	11,215
支払利息	461
一般管理費	343
人件費	440
業務外支出	508
計	12,966

8 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

1 (2) 水源林造成業務

2 令和3年度～令和7年度収支計画

3 (水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,584
經常費用	14,584
分収造林原価	250
販売・解約事務費	6,062
水源環境林業務費	179
復興促進業務費	165
一般管理費	2,726
人件費	2,758
財務費用	2,443
雑損	0
収益の部	14,475
經常収益	14,475
分収造林収入	1,278
販売・解約事務費収入	6,062
資産見返補助金等戻入	61
国庫補助金等収益	6,271
水源環境林負担金収入	18
賞与引当金見返に係る収益	182
財務収益	0
雑益	603
純利益	▲109
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	1,740
総利益	1,631

4 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5

1 (3) 森林保険業務

2 令和3年度～令和7年度収支計画

3 (森林保険勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,034
經常費用	11,034
人件費	1,441
支払保険金	5,879
業務費	3,382
一般管理費	333
財務費用	0
雑損	0
収益の部	9,995
經常収益	9,995
保険料収入	9,160
支払備金戻入	29
責任準備金戻入	198
資産見返負債戻入	2
財務収益	605
雑益	0
純利益	▲1,039
総利益	▲1,039

4 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5

1 (4) 特定中山間保全整備事業等

2 令和3年度～令和7年度収支計画

3 (特定地域整備等勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,374
經常費用	2,374
一般管理費	368
人件費	543
財務費用	934
雑損	528
収益の部	1,515
經常収益	1,515
資産見返補助金等戻入	2
国庫補助金等収益	325
賞与引当金見返に係る収益	14
退職給付引当金見返に係る収益	14
割賦利息収入	1,133
財務収益	6
雑益	22
純利益	▲858
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	1,064
総利益	206

4 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5

1 7 資金計画【P】

2 (1) 研究開発業務

3 令和3年～令和7年度資金計画

4 (研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題1 「森林環境」	重点課題2 「森林産業」	重点課題3 「林木育種」	勘定共通	合 計
資金支出	2,039	3,673	3,274	49,095	58,081
業務活動による支出	1,626	2,928	2,192	47,963	54,708
投資活動による支出	413	745	1,082	1,132	3,372
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中長期目標期間 への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	2,039	3,673	3,274	49,095	58,081
業務活動による収入	2,039	3,673	2,749	48,120	56,581
運営費交付金によ る収入	2,039	3,673	2,749	43,087	51,548
受託収入	0	0	0	4,855	4,855
その他の収入	0	0	0	178	178
投資活動による収入	0	0	525	975	1,500
施設整備費補助金 による収入	0	0	525	975	1,500
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0

5 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは合致しないものがある。

6

1 (2) 水源林造成業務

2 令和3年度～令和7年度資金計画

3 (水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	170,196
業務活動による支出	115,467
投資活動による支出	100
財務活動による支出	44,872
次期中長期目標期間への繰越金	9,756
資金収入	170,196
業務活動による収入	91,154
補助金収入	80,468
収穫等収入	10,012
その他の収入	673
投資活動による収入	100
財務活動による収入	71,132
前期中長期目標期間からの繰越金	7,810

4 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 (3) 森林保険業務

7 令和3年度～令和7年度資金計画

8 (森林保険勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	23,013
業務活動による支出	10,915
投資活動による支出	7,650
財務活動による支出	5
次期中長期目標期間への繰越金	4,443
資金収入	23,013
業務活動による収入	9,760
投資活動による収入	7,650
財務活動による収入	—
前期中長期目標期間からの繰越金	5,602

9 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

1 (4) 特定中山間保全整備事業等

2 令和3年度～令和7年度資金計画

3 (特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,857
業務活動による支出	2,684
投資活動による支出	6
財務活動による支出	12,615
次期中長期目標期間への繰越金	3,553
資金収入	18,857
業務活動による収入	13,391
政府交付金収入	363
負担金・賦課金収入	12,673
その他の収入	355
投資活動による収入	6
財務活動による収入	2,120
前期中長期目標期間からの繰越金	3,341

4 (注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5
6 **8 保有資産の処分**

7 保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的
8 視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に
9 基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないもの
10 は、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。

11
12 **第5 短期借入金の限度額**

13 **1 研究開発業務**

14 13億円

15 (想定される理由)

16 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

17
18 **2 特定中山間保全整備事業等**

19 9億円【P】

20 (想定される理由)

21 一時的な資金不足

22
23 **第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画**

24 特定地域整備等勘定

25 職員宿舎第1号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取

手市)については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

第7 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 74,000ha【P】

第8 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費等に充当する。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する計画

地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」(平成27年7月17日)及び「日本のNDC(国が決定する貢献)」(令和2年3月30日)を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化(改修)や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月農林水産省策定)に基づき、木材利用を推進する。

千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。

研究開発用施設の整備・改修等の予定額：1,500±ε百万円

(注)「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

2 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当す

1 る。

2
3 **(2) 水源林勘定**

4 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。

5
6 **(3) 特定地域整備等勘定**

7 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する
8 費用に充当する。

9
10 **3 広報活動の促進**

11 新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良
12 品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。ま
13 た、国土の約3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利
14 用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を
15 図り、人材の確保・育成にもつなげる。

16 利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等
17 の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への
18 出展等により積極的に広報活動を行うこととし、特に以下について重点的に取り組む。

19
20 研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我
21 が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、
22 一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多
23 岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信
24 し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。

25 水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会
26 等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイ
27 ト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林
28 造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。

29 森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、
30 災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイ
31 トや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林の有する森林保険に対する国民各層の認
32 知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。

33
34 **4 ガバナンスの強化**

35 **(1) 内部統制の充実・強化**

36 関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備
37 機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発
38 業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システム
39 の着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関
40 する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。

1 新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合
2 の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図る
3 こととし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて
4 見直すこととする。

5 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに監査従事職員等の資質向
6 上を図りつつ、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施
7 する。

8 9 (2) コンプライアンスの推進

10 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理
11 規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

12 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイ
13 クルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンス
14 の確保を図る。

15 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン
16 等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。

17 18 5 人材の確保・育成

19 業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の
20 活用の最大化に取り組む。

21 (1) 人事に関する計画

22 業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。

23 大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が
24 国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーシ
25 ョンの推進が必要になっている。そのため、研究開発業務においては、国内最大の
26 森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用にお
27 たる研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進の
28 ため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、
29 知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。

30 水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会
31 人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

32 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林
33 組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

34 35 (2) 職員の資質向上

36 職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を
37 通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。

38 研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマ
39 ネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究
40 者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイ

1 エンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育
2 成を推進する。

3 一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林
4 造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成す
5 る。
6

7 (3) 人事評価システムの適切な運用

8 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

9 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政
10 及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の
11 管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組
12 織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価
13 を実施する。

14 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切
15 に処遇へ反映させる。
16

17 (4) 役職員の給与水準等

18 役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支
19 給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公
20 表する。
21

22 6 ダイバーシティの推進

23 テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備すると
24 ともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材
25 がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。
26 男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイ
27 バーシティを尊重し合う意識を啓発するためのセミナー等を開催する。また、各職場
28 での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力
29 して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。
30

31 7 情報公開の推進

32 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切
33 に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意す
34 ることを周知する。

35 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開
36 状況等を参考に実施する。
37

38 8 情報セキュリティ対策の強化

39 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦
40 略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や

1 情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見
2 直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の
3 新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力、組織
4 的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実
5 施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の
6 改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。

9 環境対策・安全管理の推進

9 森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、
10 環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研
11 究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行う。

12 教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時
13 や緊急時の対応を的確に実施する。

14 水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努
15 める。